

一般社団法人東京医科大学医学部医学科同窓会 卒業生監事及び卒業生評議員並びに卒業生理事選考規定

(目 的)

第1条 この規定は、学校法人東京医科大学（以下「本法人」という。）寄附行為に定める卒業生監事及び卒業生評議員並びに卒業生理事の候補者を選考することを目的に規定する。

(選出方法)

第2条 卒業生監事及び卒業生評議員候補者の選考は、正会員による直接選挙によって選出する。

(選挙事務の管理)

第3条 選挙に関する事務は、一般社団法人東京医科大学医学部医学科同窓会選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）が管理する。

(定 員)

第4条 本法人の寄附行為の定めにより、卒業生監事の定員は1名、卒業生評議員の定員は15名とする。

(卒業生監事の立候補資格)

第5条 卒業生監事の立候補資格は、次のとおりとする。

- (1) 東京医学専門学校、東京医科大学、東京医科大学大学院を卒業又は修了した者
- (2) 同窓会費を納入している者
- (3) 就任する時の年齢が30歳以上75歳未満の者
- (4) 一定の社会的評価を得られるキャリアを有する者
- (5) 本法人の卒業生又は学生に対し、誇りと自負を高揚させる評価の高い社会活動を行っている者
- (6) 本法人に対する愛校心と倫理感が極めて強いと認められる者

(卒業生監事の立候補資格を有しない者)

第6条 前条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、卒業生監事の立候補資格を有しない。

- (1) 就任する時において本法人の職員
- (2) 2期連続もしくは通算2期にわたって監事であった者
- (3) 学校教育法第9条の欠格事由に該当する者
- (4) 本法人において解雇処分を受けたことがある者
- (5) 本規定で定める選挙管理委員会委員長及び委員
- (6) 卒業生評議員選出選挙に立候補している者

(卒業生評議員の立候補資格)

第7条 卒業生評議員の立候補資格は、次のとおりとする。

- (1) 就任する時の年齢が30歳以上の者
- (2) 第5条に定める(1)項、(2)項、(4)項、(5)項、(6)項に該当する者

(卒業生評議員の立候補資格を有しない者)

第8条 前条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、卒業生評議員の立候補資格を有しない。

- (1) 就任する時において本法人の専任職員
- (2) 卒業生監事選出選挙に立候補している者
- (3) 第6条に定める(3)項、(4)項、(5)項に該当する者

(卒業生理事の選出)

第9条 卒業生理事は、決定した卒業生評議員の15名の中より、学校法人東京医科大学理事選任規則に基づき互選により4名が選出される。同時に卒業生理事の欠員に備え、得票数の順位に従い2名の補欠理事が選出される。

2 卒業生理事の資格を有する者は、卒業生評議員とする。ただし、理事に

就任すべき時において年齢30歳以上75歳未満の者でなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、特別な理由があり、必要があると卒業生評議員の3分の2以上が認める場合は、理事に就任すべき時において年齢75歳以上の者を卒業生理事として選出することができる。

(投票及び開票の管理)

第10条 投票及び開票並びに候補者の決定に関する事務は、選挙管理委員会委員長が管理する。

(立候補の辞退)

第11条 立候補者は、候補者届締切日の前日までに、選挙管理委員会に書面による届け出により、その立候補を辞退することができる。

(選挙権)

第12条 選挙の有資格者は次のとおりとする。

- (1) 正会員であり、日本国内に居住している者
- (2) 本法人の専任職員でないこと。但し、派遣されている専任職員は除く。

(選挙台帳の作成)

第13条 選挙権の有無を明確にするため、正会員名簿（選挙台帳）を作成する。

(投票用紙の郵送)

第14条 選挙権を有する正会員には、選挙用紙を同窓会に登録している住所に郵便により送付する。

(投票)

第15条 投票は、選挙権保持者1人につき1票に限る。

(投票方法)

第16条 選挙は、次の投票方法によって実施する。

- (1) 単記・無記名投票とする。
- (2) 定められた投票用紙によって投票する。

(3) 投票締切日（消印有効）までに投票用紙を郵送する。

(4) 投票用紙返送用封筒には、投票者の住所、氏名、卒業年を記載する。

(開 票)

第17条 開票は選挙管理委員会が行なう。

(投票の無効)

第18条 次の各号に該当する投票は、無効とする。

(1) 正規の投票用紙以外で投票したもの

(2) 不鮮明で判読できないもの

(3) 2名以上の候補者に投票したもの

(4) 投票期限を過ぎて投票したもの

(5) 選挙管理委員会が開封する以前に開封されていたもの

(6) 投票用紙返送用封筒に投票者の住所、氏名、卒業年が記載されていないもの

(当選者)

第19条 卒業生監事及び卒業生評議員候補者（当選者）は、得票数の多い者から順に定数に達するまでの者とする。

2 定数に達する順位の方が複数の時は、籤により選挙管理委員会委員長が当選者を決定する。

(補欠者)

第20条 卒業生監事及び卒業生評議員候補者の補欠者を選考しておかなければならない。

2 補欠者の順位を決めておかなければならない。

3 繰り上げ当選した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補欠者の数)

第21条 補欠者は、卒業生監事補欠者1名、卒業生評議員補欠者5名を選考する。

2 補欠者の選考は、第19条に準拠する。

(候補者の報告)

第22条 選挙管理委員会委員長は、選挙によって選考された候補者並びに補欠者を次により報告することとする。

- (1) 候補者名簿並びに補欠者名簿を作成し、選考経過とともに速やかに同窓会会長に報告する。
- (2) 理事会及び総会に於いて選考結果を報告する。
- (3) 選挙管理委員会委員長に事故あるときは、選挙管理委員会委員の一人が代行する。

(選挙結果の報告)

第23条 同窓会会長は、選挙結果を速やかに東京医大同窓会新聞に公示する。

(法人への報告)

第24条 同窓会会長は、選挙によって選考された候補者名簿及び順位を定めた補欠者名簿を、学校法人東京医科大学理事長に提出する。

2 卒業生監事及び卒業生評議員に欠員が生じた場合、同窓会会長は前項の補欠者名簿の順位に従い候補者を推薦する。

(新卒業生評議員候補の招集等)

第25条 同窓会長は卒業生評議員候補者が確定した後、学校法人が招集する新評議員顔合せ会の開催日までの間に、同窓会本部に新卒業生評議員を招集し、理事候補者は互選に対する所信を述べる。

(規定の改廃)

第26条 本規定の改廃は、同窓会が行なう。

(附 則)

本規定は平成22年2月15日より施行する。

本規定は平成25年1月20日臨時総会に於て改正。

本規定は平成26年4月1日名称並びに文言改正

(平成25年6月23日通常総会にて一般社団法人化に伴う定款承認の際、承認を得た。)

本規定は平成29年11月14日学校法人東京医科大学監事選出規則の変更により改正。

本規定は平成30年5月27日定例理事会に於て改正。

本規定は平成30年11月20日学校法人東京医科大学寄附行為、学校法人東京医科大学理事選任規則及び学校法人東京医科大学評議員選出規則の一部変更により改正。